



令和6年6月6日 第162号

にしあらい

発行 (一社)西新井青色申告会
〒123-0842
足立区栗原 1-6-20
TEL 03-3885-4105(代)
FAX 03-3885-4148
<https://nishiaraiairo.or.jp>



☆にょたん☆

令和6年度 定時総会

5月23日(木)西新井法人会館において、出席者38名、委任状提出者1,970名、会員数の73.2%を超える議決権を確認のうえ、定時総会が開催されました。会員の皆様には委任状の提出にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

議案につきましては、任期満了に伴う役員改選も含めて全て原案通りに承認可決され、ご来賓の今村西新井税務署長よりご祝辞を頂戴し、無事に定時総会は終了いたしました。



4月発行

源泉相談会の予約はお済みですか？

専従者や従業員等に給料を支払っている方は、必ず行わなければなりません。
予約がまだの方は事務局へご連絡ください。





令和6年分所得税

ご存じですか？

定額減税

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円
- ※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- ・ 確定申告書提出時の所得税額から減税

給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

定額減税に関する最新情報は、
 「定額減税特設サイト」でご確認ください。
 「解説動画」も掲載されていますので是非ご参照ください。



定額減税制度

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。給与所得者は6月支給分の給与等の源泉税より、公的年金の受給者は6月支給分の年金より徴収される源泉税より控除され、事業所得者については原則として令和6年分の確定申告にて控除されます。

【定額減税対象者】

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

【定額減税額】

- 1 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

ここで注意しなければならないのは本人・同一生計配偶者・扶養親族は「居住者」であることが要件となりますので、非居住者は対象外となります。また、青色・白色の事業専従者は上記2に該当しないため人数に含めることはできません（専従者本人からの控除となります）

【定額減税の実施方法】

1 給与所得者の場合

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき控除された源泉所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等の源泉所得税の額から順次控除しま

す。

つまり、6月支給分給与の源泉税で控除しきれない特別控除額は7月支給分…8月支給分と順次引き切れるまで源泉所得税の控除が続きます。

給与支給を行っている事業主は上記処理を給与支給時に行う必要があります

2 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等につき徴収された源泉所得税の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

こちらでも処理としては給与所得者の場合と同様ですが、受給者は特に手続き等をする必要はありません。

3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。ただし、予定納税の対象者については、確定申告での控除を待たずに、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除され、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額を第2期分予定納税額（11月）から控除されます。

なお、複数の所得がある場合は特別控除額が重複してしまう可能性があります。どの所得から控除するかを選択することは出来ず、確定申告等により精算されることとなります。詳しい規定等につきましては、国税庁「定額減税・特設サイト」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

税理士無料相談の実施

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで（お一人30分）、（一社）西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。

（注）1相談につき1回のみとなります。また、1～3月は申告期のためお受けできない場合がございます。



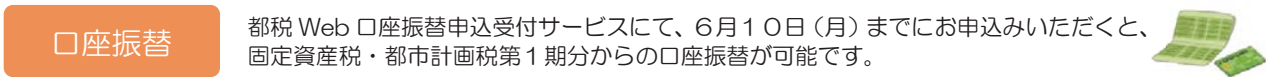
6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月3日(月)にお送りした納付書により、7月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!



他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

足立都税事務所 03-5888-6211 (代表)

※課税内容については、固定資産の所在する区の都税事務所にお問合せください。

主税局 HP
都税の支払い方法



【無料法律相談のご案内】

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。
なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日 時 令和6年7月17日(水) 午後2時から(相談時間お一人30分以内)

会 場 西新井青色申告会館

相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

※8月以降の相談日は、各月第3水曜日を予定しております。

悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。



【日本政策金融公庫融資相談のご案内】

<日 時> 7/24 (水)、8/28 (水)、9/25 (水)

<会 場> 西新井青色申告会館

融資担当者が、
個別にご相談を
承ります

申込方法：完全予約制のため、事前に事務局へご連絡ください。TEL 03-3885-4105

※駐車場が狭いため、お車での来局はご遠慮ください。

令和6年度 女性部定時総会開催



4月25日(木)午前11時より会館3階大会議室において、女性部定時総会を開催いたしました。天候にも恵まれ、女性部員の皆様をはじめ、来賓の方々にご臨席いただく中で、各担当役員より報告された全議案について、すべて滞りなく承認されました。

審議終了後、西新井税務署個人課税第一統括官 小林様と、当会の谷田川副会長よりご祝辞を頂戴し、無事女性部定時総会は終了いたしました。

総会に引き続き、同会場にて開催した意見交換会は、女性部らしい明るい和やかな雰囲気の中で、懇親を深める有意義な時間となりました。

ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。



女性部員募集中!

女性部に参加して、一緒に地域の絆、仲間の輪を広げて楽しみませんか？

(一社)西新井青色申告会会員、ご家族の方なら、どなたでも加入できます。

詳しくは、事務局までご連絡ください。

活動内容

★研修会・講習会



明治座観劇や
体験教室等



ジョブカン 青色申告

65万円特別控除対応

一般・不動産の専業または兼業可能

Windows/Mac対応

自動保存で あんしん!

もしパソコンが壊れたら…

もし保存を忘れたら心配…

会計データは 受渡し不要!

USBメモリに保存しなくちゃ…

持ち帰ったデータは自分で復元…

※ノートPCで持ち込みいただく必要もなくなります。

軽快な操作性

特許取得

特許技術で、Desktopに劣らない軽快な操作性を実現。

共同作業の操作性

特許取得

1つのデータを複数人で同時に操作。メンバーの操作状況も確認可能!

金融機関と連携

銀行やクレジットカードの明細情報を取り込んで仕訳を作成!

クラウド青色申告ソフト

会員様特別価格

(初年度 年間利用料)

13,200 円 <税込>

※年度の途中でも年間利用料がかかります。

次年度以降の更新金額 (年間利用料) **13,200** 円 <税込>

お申し込み
お問い合わせ

一般社団法人 西新井青色申告会 まで

TEL:03-3885-4105 FAX:03-3885-4148

帳簿印刷製本サービスについて

会計ソフトを利用して記帳している場合、電子帳簿保存制度を選択していない方は、帳簿データを印刷し保存する必要があります。

以下のソフトをご利用の方に限りませんが、当会では、印刷サービスを提供しております。

- ・最新の弥生会計(弥生20以降)
- ・ジョブカン青色申告、ツカエル青色申告オンライン

ご希望の方は、申告会事務局までお問い合わせください。



印刷料金一覧(税込)		
※印刷製本サービス (各年分毎)	50ページまで	1,100円
	100ページまで	1,650円
	両面印刷 150ページまで	2,200円
	両面印刷 200ページまで	2,750円

※印刷製本サービスとは、各年分毎に表紙・背表紙を付けたファイルに、印刷した帳簿をセットしてお渡しするサービスです。

※印刷製本サービス期間は、4月~9月のみとなります。



【新しい会員制度「福利会員」のお知らせ】

「廃業後も、
今加入している保険は
継続したい・・・」



「保険は続けたいけど、
会費は・・・」

そのようなご要望にお応えできるように、従来の準会員よりご利用しやすくなりました。

決算・所得税等のご相談が無く、当会の保険のみをご利用いただいている方を対象とした福利会員制度(年会費 1,200円)が創設されました。

令和6年度の口座振替日のご案内 ※会費・青色共済の再振替はありません。

会 費	振 替 日	青色共済 (通帳印字 アオイロキョウサイ)	振 替 日
大樹収納サービス (通帳印字 SFSシンコクカイヒ)	11月6日	大樹収納サービス	7月8日
足立成和信金 (通帳印字 シンコクカイカイヒ)	10月25日	足立成和信金	7月5日
城北信金 (通帳印字 アオイロカイヒ)	10月10日	城北信金	7月5日

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

『役員変更のご案内』 <敬称略・順不同>

役員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

退任された役員の方には、多年にわたるご協力に深く感謝申し上げますと共に、新任役員の方へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○退任理事 小澤 豊次 吉田 一男

○退任監事 山田 喜一 珠村 堅一 小川 清美

○退任相談役 中條 力夫

○退任エリア長 齊藤 幸男

○退任役員 坂本 房司 田口 彰宏 安部 登也 木島 弘良 河合 英樹 瀧崎 英則
小針 巧 丸山 江吉 平林 孝一 空本 嶺男

○新任理事 菱沼 孝行

○新任監事 平田 耕伸

○新任役員 齊藤 八恵子



第2回 釣り同好会開催！！

5月19日(日)

前日の最高気温が28℃だったので、曇り空がありがたいと思える日曜日、葛西橋から本牧沖へアジ釣りに行ってきました。6時集合に、下は10歳の女の子から上は88歳のベテランさんの総勢17名。初心者の方の参加もありましたが、ベテランさんや船長さんに教えてもらって、多い方で65匹以上のアジをお持ち帰りされました。初心者の方も大歓迎！ご興味ございましたら、ぜひご参加ください。



【次回のDM便は9月上旬発送予定です。】